

HIRAKI & ASSOCIATES

Newsletter

JANUARY 2018

2018年1月1日発行 第12号 [編集・発行]平木国際特許事務所 <http://www.hiraki-patent.co.jp/> E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

平木国際特許事務所 ニューズレター

vol. 12



HIRAKI & ASSOCIATES

平木国際特許事務所 ニューズレター

Contents

目次

卷頭言	03	「継続は力なり」の第一歩 所長・弁理士／平木祐輔
判例紹介	04	食品特許に特有の味覚評価手法に関する裁判例 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／遠藤真治
特許トピックス	07	知的財産豆問答 顧問弁理士／安田徹夫・業務支援グループ／石井佳恵
解説	08	経験の要素を織り込んだ商品と商標 弁理士／秋友 徹
随想	10	「論理の曖昧さ」論 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／松丸秀和
報告	12	米国研修報告 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／植田 涉
随想	14	連載 第二回 生物に学ぶ経営戦略 Episode 2 競合他者を駆逐せよ 自然界の排他権「アレロパシー」 弁理士／漆山誠一

卷頭言 >>

「継続は力なり」の第一歩

平木祐輔

Hiraki Yusuke 平木国際特許事務所 所長・弁理士



私

事で恐縮ですが、今回は私の趣味について書かせていただきたいと思います。

趣味として第一に挙げられるのは読書で、これは「本の虫」「活字中毒」といって良いほどで、暇さえあれば本を読んでいます。外出先などで、たまたま本を持ち合わせていないときなど大変で、例えばレストランでならメニューや宴会の案内を隅々まで読んだり、電車の車内なら中吊り広告を片端から見て回るなど、とにかく活字を目で追っていないと落ち着きません。

また、父の影響で子供のころから囲碁が大好きで、始終相手を求めては対戦したものです。そのころは桟のある板張りの天井が碁盤に見えて、そこへ碁石をおいて対戦するのをイメージしたりしたものでした。特許庁時代は囲碁クラブに所属し、最終的にはアマチュア五段にまでなりました。将棋や麻雀に凝ったこともあります。しかし、年のせいか読書以外の趣味は休業状態で、残っているのは最近になって始めた陶芸くらいです。

大分前から、風邪をひくとなかなか治らない、長めに養生すると足腰の筋力が衰えるなど、体力の低下を実感することが多くなり、何か楽しみながら健康を促進できる趣味を持とう、と思い立ったことがきっかけでした。

最初は冷やかし半分で陶芸教室に入会してみたのですが、始めてみると思った以上に奥が深く、現在では本腰を入れて取り組んでいます。

一般に初心者が陶芸を始める場合、電動ろくろを用いて一気に成形する方法と、「手びねり」と呼ばれる土(粘土)を手で形を整えながら作品を作る方法のいずれかからスタートすることが多いようですが、私は「手びねり」、それも土で紐を作り、それを重ねて成形する、「紐作り」というやり方を教わっています。

陶芸の全工程の中で、とりわけ重要なのが、土練りと呼ばれる準備段階の工程です。成型形の前に十分に土を練ること



お湯呑み写真（左：最初の作品、右：最新作）

で、土の硬さを均一にし、気泡を取り除くのです。この作業を怠ると、焼いた時に土の中に残った気泡が膨張して作品が割れてしまうので手は抜けません。これがなかなかの重労働で、腰を入れ腕を大きく動かして行います。しかも土の乾燥を防ぐため短時間で一気に作業を行わなければなりません。「ああ、疲れた。ちょっと休もう」などと言っていられないのです。その後も、手先の細やかな動作、目と手の協調性、掌からの感覚入力など、創作過程において集中力と細やかな神経を必要とする作業が大変多いことに驚かされました。土の厚みが均一になっているか、持ちやすさはどうか、重さはどうか。器の内側も外側も、掌をあてて感覚を頼りに確認します。陶芸には血流増加による健康促進、認知症やうつ病の予防など多くの医学的効果が認められており、作業療法に用いられ、陶芸療法士として活躍されている方々がいらっしゃるというのも頷けます。

指導してくださっている先生が、陶芸作家歴40年のベテランで、奇をてらったり斬新さを追求するよりも、持ちやすさ・使いやすさにこだわった温かみのある作風を特徴とする方なのも、私には合っているようです。

先生の説明通りに作業したり、見本の通りに文様を施すことは特に問題はないのですが、自分の好きな色や形を想像したり文様を考えるといった芸術的アプローチは、仕事一辺倒の人生を送ってきた私にとってあまり得意とはいえない分野のようで、一つ作品を作るごとに、生みの苦しみを味わっています。それでも、先生に助けていただきながら、湯呑み、茶碗、皿、鉢など様々な作品に挑戦しました。

恥ずかしながら、私の初めての作品と一番最近の作品をご紹介いたします。どちらも湯呑みなのですが、改めて写真を見比べて、我ながらずいぶん上達したものだなあと驚いております。陶芸を習い始めて一年とちょっと。ようやく「継続は力なり」の第一歩を踏み出した、といったところでしょうか。



食品特許に特有の味覚評価手法に関する裁判例

遠藤真治

Endo Masaharu 平木国際特許事務所 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

1. はじめに

食品分野の特許出願では、請求項に係る発明の効果が味覚、食感の向上である場合に、請求項に係る発明の食品を調製し、パネラーが喫食して味覚、食感を評価し、その評価点が高評価であることを、発明の効果を裏付ける根拠として明細書の発明の詳細な説明に記載することが一般的に行われている。

今回紹介する事例では、特性パラメータにより特定された「トマト含有飲料」に係る発明の特許明細書に記載のパネラーを用いた味覚評価の方法が適切でないと知財高裁により判断された。味覚を表す感覚的表現の明確性について判断された裁判例は幾つかあるが、パネラーを用いた味覚の評価手法の妥当性について具体的に検証した裁判例は珍しい。食品分野における重要判決として紹介する。

2. 事案の概要

今回紹介する平成28年(行ケ)第10147号審決取消請求事件の知財高裁平成29年6月8日判決は、「トマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法」に関する、被告の特許第5189667号(本件特許)に対する、原告による無効審判請求を不成立(特許有効)とした審決の取消訴訟の知財高裁判決である。

本件特許は特性パラメータにより規定されたトマト含有飲料に関するものである。

本件特許はサポート要件を満たすと判断した無効審判審決の適法性が争われ、知財高裁は、サポート要件違反と判断して審決を取り消した。

3. 本件発明及び効果

無効審判段階での被告による訂正後の請求項1に係る発明(本件発明1)は、以下の通りである。「糖度が9.4~10.0であり、糖酸比が19.0~30.0であり、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が、0.36~0.42重量%であることを特徴

とする、トマト含有飲料。」

*

本件特許の発明の詳細な説明には、本件発明の解決課題として以下の記載がある。

「本発明は、かかる実情に鑑みてなされたものであり、その目的は、主原料となるトマト以外の野菜汁や果汁を配合しなくても、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがあり且つトマトの酸味が抑制された、新規なトマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法を提供することにある。」(下線は説明のために筆者が付加)

*

本件特許の明細書には、本件発明の糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の数値範囲内にあるトマト含有飲料である実施例1~3が、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量のいずれか又は全てが本件発明の数値範囲内にはない比較例1及び2と比較して、本件発明の課題を解決することを示す風味評価試験は、①作成したトマト含有飲料の糖度及び酸度を測定した上で糖酸比を算出し、さらに、グルタミン酸等含有量及び粘度を測定し、②12人のパネラーが、各トマト含有飲料の風味を「酸味」「甘み」及び「濃厚」につき「非常に強い」「かなり強い」「やや強い」「感じない又はどちらでもない」「やや弱い」「かなり弱い」「非常に弱い」の7段階で評価し、③「酸味」「甘み」「濃厚」の各風味につき12人のパネラーの評点の平均値を算出し、④各風味ごとの平均値を、酸味についてはプラスマイナスを逆にした上で合計し、⑤合計値が2.5、3.2、3.9であった実施例1~3は良好な結果が出たと判定し、合計値が2.2、2.0であった比較例1及び2は良好な結果が出なかつたと判定したことが記載されている。

すなわち本件発明1のパラメータを満たすトマト含有飲料が「酸味」「甘味」「濃厚」の観点で優れていることを、パネラーによる風味評価試験で評価している。

4. 爭点

無効審判請求人(原告)は、本件特許は、本件発明1等が、①特許請求の範囲が規定する物性値(「糖度」、「糖酸比」、「グ

ルタミン酸、アスパラギン酸合計量」)の範囲までの拡張ないし一般化が困難である点、及び、②特許請求の範囲が規定する原材料、及び配合までの拡張ないし一般化が困難である点において、発明の詳細な説明に記載したものではないから、特許法36条6項1号に規定する要件を満たしておらず、同法123条1項4号(サポート要件)に該当し、無効とすべきであると主張した。

無効審判審決では、発明の詳細な説明に記載の風味の評価結果と、技術常識とから、糖度、糖酸比、及び、グルタミン酸等含有量を本件発明1の範囲とすれば、本件発明の課題である「主原料となるトマト以外の野菜汁や果汁を配合しなくても濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがあり且つトマトの酸味が抑制された新規なトマト含有飲料」を提供できることは、当業者なら想定し得るものといえるとして、サポート要件違反は認められないと判断した。

本件は、本件特許がサポート要件を満たすとした審決の判断の妥当性を争点の1つとする。

5. | 裁判所の判断

(1) 裁判所(知財高裁)は次の通り本件発明をパラメータ発明に該当すると認定した。

「本件発明は、特性値を表す三つの技術的な変数により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その変数が示す範囲と得られる効果(性能)との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参照して、当該変数が示す範囲内であれば、所望の効果(性能)が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要するものと解するのが相当である」

(2) そのうえで裁判所は、本件発明1に記載された糖度について「9.4~10.0」、糖酸比について「19.0~30.0」、及びグルタミン酸等含有量について「0.36~0.42重量%」とするという特徴と、「濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたトマト含有飲料」という効果(性能)との関係の技術的意味が、当業者に理解できるように発明の詳細な説明が記載されていないと判断した。

「一般に、飲食品の風味には、甘味、酸味以外に、塩味、苦味、うま味、辛味、渋味、こく、香り等、様々な要素が関与し、粘性(粘度)などの物理的な感覚も風味に影響を及ぼすとい

える(甲3、4、62)から、飲食品の風味は、飲食品中における上記要素に影響を及ぼす様々な成分及び飲食品の物性によって左右されることが本件出願日当時の技術常識であるといえる。また、トマト含有飲料中には、様々な成分が含有されていることも本件出願日当時の技術常識であるといえる(甲25の193頁の表-5-196参照)から、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味の評価試験で測定された成分及び物性以外の成分及び物性も、本件発明のトマト含有飲料の風味に影響を及ぼすと当業者は考えるのが通常ということができる。したがって、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」という風味の評価試験をするに当たり、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量を変化させて、これら三つの要素の数値範囲と風味との関連を測定するに当たっては、少なくとも、①「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、これら三つの要素のみである場合や、影響を与える要素はあるが、その条件をそろえる必要がない場合には、そのことを技術的に説明した上で上記三要素を変化させて風味評価試験をするか、②「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与える要素は上記三つ以外にも存在し、その条件をそろえる必要がないとはいえない場合には、当該他の要素を一定にした上で上記三要素の含有量を変化させて風味評価試験をするという方法がとられるべきである。

・・・本件明細書の発明の詳細な説明には、糖度及び糖酸比を規定することにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みを有しつつも、トマトの酸味が抑制されたものになるが、この効果が奏される作用機構の詳細は未だ明らかではなく、グルタミン酸等含有量を規定することにより、トマト含有飲料の旨味(コク)を過度に損なうことなくトマトの酸味が抑制されて、トマト本来の甘味がより一層際立つ傾向となることが記載されているものの、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量のみであることは記載されていない。また、実施例に対して、比較例及び参考例が、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量以外の成分や物性の条件をそろえたものとして記載されておらず、それらの各種成分や各種物性が、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるものではないことや、影響を与えるがその条件をそろえる必要がないことが記載されているわけでもない。そうすると、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたとの風味を得るために、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の範囲を特定すれば足り、他の成分及び物性の特定は要しないことを、当業者が理解できるとはいはず、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味評価試験の結果から、直ちに、糖度、糖酸比及びグルタ

ミン酸等含有量について規定される範囲と、得られる効果というべき、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味との関係の技術的な意味を、当業者が理解できるとはいえない。」

パラメータ発明の場合、請求項に記載のパラメータの範囲を充足することと、所定の効果を奏すこととの1:1の技術的関係を当業者が理解できるように明細書の発明の詳細な説明が記載されている必要がある。今回裁判所は、本件発明1の糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の範囲と、「濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたトマト含有飲料」という効果(性能)との関係の技術的な意味が十分に理解できるように記載されていないと判断した。

(3) 裁判所は更に、以下の通り、発明の詳細な説明に記載のパネラーを用いた7段階評価の方法が、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の各風味を適切に評価する方法として妥当でないと指摘した。

「また、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味の評価試験の方法は、前記(3)のとおりであるところ、評価の基準となる0点である「感じない又はどちらでもない」については、基準となるトマトジュースを示すことによってそろえるとしても、「甘み」「酸味」又は「濃厚」という風味を1点上げるにはどの程度その風味が強くなればよいのかをパネラー間で共通にするなどの手順が踏まれたことや、各パネラーの個別の評点が記載されていない。したがって、少しの風味変化で加点又は減点の幅を大きくとらえるパネラーや、大きな風味変化でも加点又は減点の幅を小さくとらえるパネラーが存在する可能性が否定できず、各飲料の風味の評点を全パネラーの平均値でのみ示すことで当該風味を客観的に正確に評価したものととらえることも困難である。また、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」は異なる風味であるから、各風味の変化と加点又は減点の幅を等しくとらえるためには何らかの評価基準が示される必要があるものと考えられるところ、そのような手順が踏まれたことも記載されていない。そうすると、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の各風味が本件発明の課題を解決するために奏功する程度を等しくとらえて、各風味についての全パネラーの評点の平均を単純に足し合わせて総合評価する、前記(3)の風味を評価する際の方法が合理的であったと当業者が推認することもできないといえる。

以上述べたところからすると、この風味の評価試験からでは、実施例1~3のトマト含有飲料が、実際に、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味が得られたことを当業者が理解できるとはいえない。」

以上の理由から、裁判所は、本件発明1の記載が、明細書のサポート要件に適合することはできないと結論付けた。

■ 6. | 考察

上記(2)で引用した裁判所の判断は、知財高裁平成17年11月11日判決平成17年(行ケ)第10042号等の裁判例の考え方方に沿ったものであり、食品に限らず化学系のパラメータ発明全般に妥当する。

本事例で特に興味深いのは、上記(3)で引用した通り、裁判所が、食品分野に特有の、パネラーを用いた味覚試験の妥当性について踏み込んで検証したことである。一般的な食品特許の明細書のレベルとしては、本件特許の明細書は、実験結果と手順に関して十分に記載されているように筆者には思われる。しかし本事例での裁判所の判断に抵触しないようにするには、風味の各評価点の基準となる標準試料を用意するなどして各パネラー間の評価点をそろえた手順を踏んだことと、平均点だけではなく各パネラーによる評価の素点も示す必要があることになる。

なお、食品発明での感覚的表現に関して争われた他の裁判として2例を簡単に紹介する。

知財高裁平成26年11月10日判決平成25年(行ケ)第10271号では、「シュクラロースからなることを特徴とするアルコール飲料の風味向上剤」という発明に対し、明細書に記載の解決課題は「アルコール飲料のアルコールに起因する苦味やバーニング感を抑え、アルコールの軽やか風味を生かしたアルコール飲料の風味向上剤及び風味向上法を提供すること」であったが、知財高裁は「バーニング感」は明瞭であるが、「アルコールの軽やか風味」という用語の意味は、不明瞭であり、効果が検証不明であるため、上記発明は実施可能性を欠くと判断した。

知財高裁平成26年12月9日判決平成26年(行ケ)第10117号及び平成26年(行ケ)第10123号では、請求項に係る発明は、「食塩含有食品の塩味をやわらげ刺激を丸く感じさせる風味向上法」は明確であると判断した。



知的財産豆問答

皆様ご存じの通り、ここしばらく米朝間で政治的・軍事的な緊張が高まっており、ミサイル発射、水爆実験と物騒なニュースが新聞をにぎわしています。
 「万が一のために防災セットを充実させておかねば」「シェルターって売ってるの?」「ええい、その時はその時、ままよ!」など心配MAXを通り越して心配するのも面倒くさくなったある日、ふと思いました。
 「暴力的な脅しに使われて悲惨な戦争の道具になるミサイルや兵器って特許化されているのかしらん??」
 そこで、弊所の特許庁OBである弁理士さんをつかまえて色々聞いてみました。

—「先生、そもそも戦争兵器って、特許を付与されるんでしょうか??」

答：すばり言って、戦争に用いられる兵器を含んだ発明であっても、特許要件が満たされれば特許を受けることができます。

—「うーん、心情的に納得がいかないけど、具体的にどんな発明があるんですか?」

答：たとえば、「ミサイル」の発明も許されています。平成29年9月1日に特許された特許第6199017号の発明の名称は「管制装置、航空機、ミサイル誘導引継ぎプログラム及びミサイル誘導引継方法」(三菱重工業㈱)というものです。また、「戦闘車両用射撃制御装置及び方法」(平成26年4月11日特許第5518937号、(株)日本製鋼所)とか、「機関銃用給弾装置」(平成16年11月5日特許第3612665号、住友重機械工業㈱)というのもあります。

—「ひゃー。名称を聞くだけで怖いです。戦争兵器が特許されるのは、恐ろしい気がしますね。」

答：そうですね。そこで、特許法には「公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。」(特許法第32条)という規定があります。すなわち、公序良俗に反するものはダメということです。

—「公序良俗については、昔、民法で勉強しました。特許法の考え方でいくと、公序良俗に反するものってなんですか?」

答：どのようなものが公序良俗に反するかについては、特許庁の審査基準(平成27年9月発行)に「不特許事由に該当する発明の例」として「専ら人を残虐に殺戮することのみに使用する方法」が挙げられています。



—「それだったら、戦争兵器は公序良俗に反することになりますよね?」

答：しかし、同じ審査基準に「審査官は、公序良俗等を害するような態様で実施される可能性があることを理由として、請求項に係る発明が不特許事由に該当するものと判断してはならない。」とも記載されています。

—「うーん。矛盾している気がするなあ」

答：特許庁は、「専ら人を残虐に殺戮することのみに使用」するものであれば特許しないが、「公序良俗等を害するような態様で実施される可能性がある」からと言って、特許しないと判断してはならないと言っています。従って、前記に挙げたようなミサイル、戦闘車両、機関銃等はその発明技術が、他の分野で有益に利用される可能性があると判断して特許されたものと考えられます。

—「有益に利用って(涙)。自国民を守るためにだったら今の世界では仕方ないのか。あ、でもそういうえば、ロケット技術は宇宙開発にも転用できますよね。日本以外の国も同じような考え方で判断しているのでしょうか?」

答：国際的には、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)があって、それには加盟国が「公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自國の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外すること」を許容しています。しかし、「その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。」とも規定しています。従って、TRIPS協定加盟国の審査官は、その発明の実施が単にその国の法令によって禁止されていることを理由として、不特許事由に該当すると解釈し、不特許事由に該当する旨の拒絶理由通知、拒絶査定等をしてはならないということです。ちなみに、日本もこの協定に加盟しています。

—「・・・なるほど勉強になりました。何はともあれ、平和が一番。みんな安心して暮らせるようになったらいいな。特許は平和と豊かさのために活用したいですね！」。

文責：安田徹夫・石井佳恵



経験の要素を織り込んだ商品と商標

秋友 徹 | Akitomo Toru 平木国際特許事務所 弁理士

1. | はじめに

モノが売れにくい時代といわれて久しい。差別化が難しく、価格競争に陥ってしまいがちだという。そのような市場環境においては、機能や性能にとどまらず、楽しさや心地よさといった使う人の感情に訴える経験の要素が商品に求められている。

焦点を専ら商品に合わせるのではなく、顧客にとっての価値とは何かという視点から商品を捉え直すというのだ。

2. | 経験の要素を織り込んだ商品とは

そのような視点で経験の要素を織り込んだ商品とは、どのようなものだろうか。

日頃口にする日本の伝統食の分野では同質化が進み切っているかのような印象があるが、近年は画期的な容器が開発され進化を遂げている。商標を中心に関連する知財保護の状況を併せて見ていくたい。

まずは食卓の定番、納豆だ。かつては藁(わら)に包まれた藁納豆が大半で、醤油でかき混ぜていた。いつの間にか、紙や発泡素材の容器が主流になり、たれの小袋が入るようになった。進化ではあるが、納豆を覆うフィルムを剥がす際や、たれの小袋を開ける際に、手や食卓を汚しやすいという欠点があった。消費者の多くは、不便を感じつつもこんなものだと耐えていたと思う。

しかし、この不便を解消する斬新な商品が登場する。たれが封入された発泡素材の容器の上蓋を谷折りにして割り、たれを容器本体の納豆に掛ける仕組みの商品だ。たれやからしの小袋も納豆を覆うフィルムも付いていないから、かき混ぜるに至るまでの手作業が省け、かつ、手や食卓が汚れることもない。課題は解決され、機能的に十分といえそうだ。

だが、開発の手はここで止まらなかった。冒頭で述べた「経験」だ。上蓋を割ったときの「パキッ」という音や手ごたえが楽しさという経験をもたらす。開発者がこの容器の開発で最も重視したのは、課題の解決ではなく、この経験の部分だったという。

試作品は数十万個に及んだとの由である。

実は、この容器の納豆が登場する前は、ゼリー状のたれを容器本体の端の窪みに入れた商品を販売していた。ゼリー状なのでたれが飛び散ることもなく、またフィルムが不要な構造の容器を開発したため、手や食卓を汚しやすいという課題は既に解決されていた。しかしながらゼリー状のため、納豆に絡みづらいという不満が寄せられていたのだ。

上蓋を割る容器に変更した後、その納豆の売り上げは2倍に伸びたという。

消費者が経験を買ったということだろう。

知財の権利化状況を見てみよう。データベース(J-PlatPat)によれば、この会社は関連の特許(納豆容器、容器入り納豆及びその製造方法)はもちろん、意匠(包装用容器)も押さえている。

商標も納豆製品共通のコアブランド名と、個別の商品名がそれぞれ登録されている。

では、開発で一番力を入れた「経験」の部分は知財で押さえることはできるのだろうか。上蓋の「パキッ」という音と手ごたえの経験である。J-PlatPatを探ると、商標が登録されていた。

「パキッ！たれ」の文字と、両手で上蓋を谷折りにして、たれのしづくが垂れている図が組み合わされた商標だ。

この商標には、「パキッ」の音感だけでなく、たれが封入された上蓋を折ってたれをかけるという商品の特徴が分かりやすく表現されている。



商標登録第5454488号

経験の要素も含めた多面的な知財保護の手法は、分野を問わず模範とされるかもしれない。

関連の特許権も意匠権もやがては消滅し、似たような構造の容器の商品が出てくる可能性もある。しかし、この商標は使用され、更新される限り永続する。類似の容器の商品が出てきたとしても、それらはものまねだとこの商標が語ることになろう。

この会社は、においの少ない納豆や骨の強化を助ける納豆など、納豆自体に特徴ある製品も生み出して差別化を図っている。

健康志向もあり、納豆の市場規模はこの5年で3割増したという。更なる業界の活性化を期待したい。

次は納豆と同じく、大豆を使った日本の伝統食品、醤油だ。

醤油の分野でも独創的な容器が開発されている。醤油は空気に触れると酸化しやすく、色が濃くなり味が落ちていくという。開封後は冷蔵保存の場合、1カ月で使い切ることが推奨されているらしい。そもそも長期保存できるようなものではなかったのだ。

その画期的な醤油容器は、洗濯洗剤の詰め替え容器のような柔らかい樹脂系の袋状だ。注ぎ口は空気が入りにくい構造になっていて、最新のものは開封後でも常温で半年も鮮度が保てるという。酸化防止剤が不要となれば健康にも資する。使用後の容器はクルクルとコンパクトに畳めて、ごみが減量できる。開発には4年の歳月を要したとの由である。

この容器を使った醤油は、発売後半年で100万本を突破したという。

知財の権利化状況を調べてみた。

特許は、「逆止機能ノズルを備えるフレキシブル包装袋」、「飲食品包装袋用の液体注出ノズルの製造方法」等、意匠は「包装用袋」等として登録されている。

ところが、特許も意匠も権利者は、意外にも醤油メーカーではなく、いずれも容器開発企業だった。

では、気になる「経験」の部分も開発されたのだろうか。この容器は当初、傾けて醤油を注ぐ構造だったが、現在の容器では押して出す構造に変え、注ぐ量の微妙な加減ができるようになり、液切れ感が改良されているという（「逆止タイプ注出ノズル」特許出願中）。

新開発のノズルの構造を象徴的に表したのが、次の商標だ。



商標登録第5575517号

「経験」の部分については、液切れの使用感を「ピタッ」と表現している。その名も「ピタッと弁」だ（商標登録第5951022号）。

これらの商標の権利者も、醤油メーカーではなく、前出の容器開発企業の名義だった。

この容器開発企業は、新潟県にある創業10年、従業員約20人の会社だが、知財戦略は老練なようだ。

開封してから長期間使いがちな醤油が、実は酸化しやすい食材だということが、この容器の醤油が登場して広く知られるようになった。他の醤油メーカーも開封後に醤油が酸化しにくい容器の開発を進めることになった。業界に新しい流れを作った。

■ 3. | 最後に

以上、日本の伝統食の分野でも技術革新が進み、のみならず人の感性に訴える商品が上市されている事例を見た。

「パキッ」とか「ピタッ」のような擬音語ないし擬態語を用いた商標は数多く登録されているが、今回の商標登録事例はかつてなかった技術を使って初めて表現可能となった点で、他の多くの商標登録事例と異なる。

従来の商標法においては、商標は必ず視覚に訴え、かつ、静止したものでなければならなかつたが、平成26年改正の商標法から音の商標や動く商標等の知覚に訴える商標が登録できるようになった。登録事例も日々増えている。

今後も経験の要素を織り込んだ商品やサービスが増えしていくと思われるが、新しい技術と知覚に訴える商標を絡めた登録事例が続々と出てくることを期待している。

[参考情報]

- 株式会社 Mizkan Holdings
『簡単・便利、そして楽しさを追求した容器の革新「パキッ！とたれ』
<http://www.mizkan.co.jp/company/csr/rd/pakittotare.html>
- 株式会社 悠心
「会社情報」<http://dangan-v.com/corporate/>

トピックス

Topics

2017味の素スタジアム6時間耐久 リレーマラソンまたも快挙

昨年、本誌のVol.10でご紹介いたしました表記のマラソンで、弊所の所員5名（岡村、小川、上野（治）、谷津、井上）がまたも快挙を成し遂げました。今年はなんと昨年よりも10分タイムアップし、3時間38分9秒で完走し、順位も200位以上アップしました。体を鍛え、元気溌剌とした所員が多いことが弊所の誇りです。（編集幹事）



「論理の曖昧さ」論

松丸秀和

Matsumaru Hidekazu 平木国際特許事務所 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

人の行動は「論理」に支配されている。我々は論理に基づいて、何の疑いもなく次の行動を決めている。しかし、それで間違うことが多い。なぜか? 「論理」とは実に曖昧で不安定なものだからである。言い換えれば、人は「論理」に惑わされているということでもある。以下、様々な論証方法を例に挙げ、「論理」の曖昧さについて論じたいと思う。我々が当たり前だと思っている「論理」には実は欠陥があるのである。

1. 演繹法と帰納法

まずは演繹法と帰納法。これらは真逆のアプローチをするもので、二項対立の関係にある。

演繹法は、疑うことのできない絶対的真理(抽象:全体)を決めて法則(具体:個別)を導き出す方法である。例えば、「人間は死ぬ」という真理を定義し、「Aさんは人間だから死ぬ」という推論を導き出すものである。我々は小さいことでも演繹法に従って決めていることが多い。数学などは決まった公式(真理)があり、それを前提に個別の問題を解いていくものであり、演繹法に従ったものであると言える。演繹法は、「我思うゆえに我あり」で有名なルネ・デカルトがこの演繹法を提唱した。例えば、ここにペンがあるとする。ここにペンがあることは疑い得ないではないかと普通は考える。しかし、デカルトはどこかに悪魔がいてペンがあると私に思わせているのではないかと懷疑し、「目の前にある」というのは絶対的真理ではないと考えた。そして最後に辿り着いたのが「懷疑する自分の意識」の存在。これがなかつたら疑うことはできないとし、自分の意識の存在こそ絶対的真理と考え「演繹法は、我思うゆえに我あり」が誕生した。

しかし、ルートヴィヒ・ヴィトゲンシュタインは、「我思うゆえに我あり」は疑わしいとしてデカルトをアンチテーゼした。彼が疑わしいと断じたのは人の「意識」ではなく、意識が「ある」という概念である。「ある」という言葉は人間が勝手に創り出した概念であり、「ある」という言葉が指示する「事実」などないというのがその理由である。「ある」という世界(大前提)が人間によって捏造された人工物であるならば、意識が「ある」という認識も人間が勝手に捏造した

ものであり、事実ではない。そう考えると、そもそもこの世界に絶対的真理などないと言え、演繹法それ自体が完全に捏造された概念ということになる。つまり、デカルトが発見した絶対的真理(出発点であり、最上位概念である「我思うゆえに我あり」)が間違い(言葉による捏造)であるならば、その下位にある演繹法による証明の全ては曖昧さを孕んでいると言える。なお、話は逸れるが、この「絶対的真理」を追い求めるることはビジネスになる。例えば、「本当の自分」探しに関する自己啓発系高額セミナーが巷には多い。そもそも「本当の自分」という概念 자체存在せず、完全に言葉によって創り出されたものである。「本当の自分」を探し始めた瞬間に、人は出口のない迷宮に迷い込んでしまうのである。演繹法を盲信することの弊害のひとつと言える。

一方、帰納法は、経験や実験によりデータ(具体:個別)を集めて分析し、様々な法則性(抽象:全体)を導き出す方法である。例えば、人間であるAさん、Bさん、Cさんは死んだ。これらの個別データから「人間は死ぬ」という法則性を見出し、「Dさんも人間だからいつか死ぬ」という推論を導き出すものである。帰納法は、イギリス経験論の祖フランシス・ベーコンによって提唱された。

帰納法は、演繹法とは異なり、経験を重視する考え方である。また、帰納法は、マーケティングの手法でもよく用いられる。この商品を買った顧客の声を例に挙げ、Aさんも満足、Bさんも満足、…従って、あなたが買っても満足する、というように買い手を説得する手法である。

また、帰納法は、科学的証明などにもよく用いられる論理である。帰納法は絶対に正しいと思われているから、我々は「科学的に証明されている…」と言われると、素直に正しい(説得力がある)と信じてしまう。

しかし、「科学的」とはそもそもどういうことなのか? 諸説あるが、科学であるか否かの判断基準の1つとして「反証可能性」が挙げられる。つまり、間違いを証明できる可能性があるものを科学と言うのである。例えば、ニュートン力学はアインシュタインの相対性理論によってアンチテーゼされ、絶対的真理の座から転げ落ちてしまったという具合に。ということは、科学は、現段階において正しいというだけで

あって、絶対的真理などではない。よって、「科学的」とは、正しくとも何ともないという意味と捉えることもできる。我々が「科学的」というだけで「信頼が置ける」と判断してしまうのは、「科学」が持つイメージに我々が絡め取られているというだけのことである。とすれば、今後我々は、「科学的に証明された」的なニュアンスの広告などを目にした場合には「効果があるとは限らない」と考える必要があるのである。

■ 2. | 悪魔の証明

悪魔の証明とは、ない(存在しない、起きない)ことを証明することである。もし「ない」ことが証明できなければ、それは「ある」ことが証明されたとすることができる。例えば、「神」は存在するのか?という問い合わせに対して、「神」が存在しないという証拠はない、故に「神」は存在する、といった論理である。

この論理が破綻していることは容易に解るだろう。「ない」を証明するには世界の全てを調べなければならず、現実的に不可能であるからである。

よって、悪魔の証明は単なる詭弁に過ぎないのであるが、それとなく散りばめられた「悪魔の証明」的主張に惑わされることがよくある。

■ 3. | 言葉の用法の誤り

人は時として、言葉の使い方を誤る場合があり、これが論理的な混乱を引き起こす場合がある。一見それらしいことは言っているのであるが、矛盾を孕んだ論理である。言葉の用法の誤りの一例として、トートロジーというものがある。トートロジーとは、真偽の二項対立が当てはまらず、常に「真」となる命題を言う。「真」しかないと、トートロジーは人にとって強烈な固定点となる。例えば、「 $1=1$ 」や「あなたは他の誰でもない」などである。「あなたはあなた、他の誰でもない」と言われても当たり前のこと。でも人は「そうよ! 私は私。だから本当の私を見つける!」などという誤った方向に行きがちである。前述のように「本当の私」が指示する事実はどこにもないため迷宮に迷い込むことになる。

また、「やる気さえあれば何でもできる」とか「この世界に不可能なことはない」といった表現(論理)も事実との接触面が汚れた言葉の使い方である。つまり、誰一人として正確に認識することができない「事実の世界」には矛盾はないが、言葉の世界には矛盾が存在するということである。

ところで皆様、「この文は嘘である」という文は嘘か本當か、どう思いますか? これも言葉の用法の誤りの一例です。

■ 4. | 背理法

背理法は、「A」という命題を証明するために「非A」という命題を仮定してその矛盾を証明する技法である。例えば、刑事ドラマのアリバイ証明などがこれに当たる。容疑者が犯行現場にいた(命題「非A」)と仮定し、容疑者が犯行時間に犯行が不可能な別の場所にいたことを証明することにより、容疑者の無実(命題「A」)を証明するというように用いられる。

では、背理法を用いて実際には正しいとは考えられていな「 $0=1$ 」を証明してみよう。背理法に従えば、「 $0 \neq 1$ 」と仮定してその矛盾を示せば、「 $0=1$ 」であることが証明できる。

ここで、中学の数学の時間で学んだ公式「 $A=B \rightarrow A \times C = B \times C$ 」を導入する。つまり、両辺に同じものを掛けても、掛ける前の式は成立するという公式である。

では、 $0 \neq 1$ の両辺に上記公式のCに相当する「0」を掛けてみる。すると、 $0 \times 0 \neq 1 \times 0 \rightarrow 0 \neq 0$ となる。0は0ではないことが示された。つまり、「 $0 \neq 1$ 」を仮定してその矛盾が証明された。

しかしながら、この証明には重大な欠陥がある。皆様はどうのようにお考えになりますか?

■ 5. | まとめ

以上、何種類かの論理を例に挙げ、それぞれの欠陥について指摘した。如何に「論理」の世界が不確かで曖昧であるか理解できる。とすれば、「論理」によって回っているこの世界も非常に曖昧だということである。

だからといって「論理」を全否定し、それを受け入れないというのでは話にならない。重要なことは、論理の世界の曖昧さを充分に認識した上でうまく活用することである。特に、消費者として使われる側に立った場合、メッセージの送り手はどのような論理を使って我々を説得に掛かっているのだろうかと思考を巡らせる必要がある。これが思考弱者にならない一步である。

特許の文脈で語れば、発明を捉えたり、明細書を描いたり、侵害の有無を判断したりする場合にも、「論理」である以上、必ず穴や矛盾点があるはずという視点を忘れてならない。そして、明細書の書き手としてはその矛盾点がなるべく現れないように論理を展開するしかない。なぜなら特許の世界は事実の世界ではなく、まさに言葉の世界だからである。さらに、重要なことは、論理が指示している(言葉が言っている)ことにだけ目を向けるのではなく、論理が指示していない(言葉が言っていない)ことにも目を向ける必要があるという点である。



米国研修報告

植田 渉

Ueda Wataru 平木国際特許事務所 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

1. | はじめに

弊所では、知識と実務能力の向上を目的として、所属の弁理士が海外の法律事務所等で行われる研修に毎年参加しています。その一環として、私も2017年の夏に米国での研修に参加しましたので、これについて報告いたします。

2. | BSKB Summer Patent Seminarについて

私は、米国の特許事務所「Birch Stewart Kolasch Birch LLP」(以下、BSKBとします)が毎年夏に開催するSummer Patent Seminarに参加しました。

BSKBは、ワシントンD.C.の郊外、バージニア州フォールズチャーチにオフィスを構える法律事務所であり、1976年の設立以降、知的財産権に関する幅広い分野においてサービスを提供しています。

今年のBSKBのセミナーでは日本、韓国、中国、オーストラリア、イスイス、台湾、米国等、多様な国からの約30名の参加者がありました。



セミナー参加者の集合写真

セミナーは、設立者の一人であるKolasch氏の邸宅でのセプションパーティーで始まりました。Kolasch氏の邸宅はBSKBのオフィスから車で数十分の距離の森の中にあり、ど

こからどこまでが敷地であるのかわからない程広大でした。日本の邸宅とのスケール感の違いから、米国に来たことを実感したことを覚えています。



Kolasch氏の邸宅の様子

セミナーは3週間に及び、その内容は多岐にわたるものでした。特許期間の調整やIDS等、米国特有の制度は勿論、新規性、進歩性や法定主題(日本でいう産業上利用可能性にあたります)等、日本にあるものの、その基準や考え方が日本とは大きく異なるものも含め、米国特許制度について体系的に学ぶことができました。また、法律事務所の経営に関する講義では、BSKBの設立者の一人であるKolasch氏が、「heart to heart」をモットーに、心を込めてサービスを行うことが重要である、と述べられました。弁理士はサービス業ですので、弁理士として働く際の基本を再確認できたように感じました。

セミナーの後半ではワークショップ形式の講義もありました。BSKBの講師が用意した特許係争事例を用いて、3人ずつのチームに分かれて、ネゴシエーションを行いました。ライセンス、無効審判、訴訟等の選択肢のメリットとデメリットを考慮しつつ、仲間と相談しながら相手側チームとの妥協点を探っていくという過程は、非常にエキサイティングなものでした。その際、我々のチームは技術論としては有利な主張を行うことができましたが、相手方のチームの方が交渉に長けており、結果として有利な条件を引き出すことができず悔しい思いをしました。実際の交渉の場に参加する機会はそ

う多くないため、興味深く、大変勉強になりました。

3. 異文化交流

BSKBのセミナーは、3週間をかけて体系的に米国特許制度について学べるだけでなく、レクリエーションを介して参加者同士、またBSKBの弁護士と交流する機会が多いことが特徴です。レクリエーションの内容は、各種パーティー、ショッピング、野球観戦、カヤック、ピクニック、バーベキュー等、多岐にわたります。



カードゲームの様子



野球観戦の様子

また、BSKBはワシントンD.C.の中心部から電車で数十分、駅から徒歩でさらに数十分かかる、街の中心部からは少し離れた場所にあります。周囲には観光施設もありませんし、レストランもそう多くはありません。これが逆に、参加者同士の交流を深めたように思います。夜になれば自然とロビーに人が集まりお酒を持って語らい、休日には他の参加者と共に観光に出かける等、濃密な時間を過ごすことができました。セミナーが終わる数日前に、韓国の弁理士から、「セミナーが終わってもこの親交関係を続けていきたい」と言われた際には、非常に感慨深いものがありました。



最終日のリバーカルーズの様子

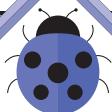
4. 研修を終えて

研修に参加して一番よかったです点は、様々なバックグラウンドを持つ方と話す機会を得たことです。現地代理人との交流や、他の参加者との交流は、私にとってかけがえのない経験になりました。

海外の事務所の代理人とは、必然的にレターでやり取りをすることがあります。その際、相手の名前だけ知っているのと、相手の顔が浮かぶのでは、コミュニケーションのしやすさや信頼感が違ってきます。また、実際に話すことで、現地代理人の肌感覚を知ることもできました。例えば、米国で進歩性を主張する上で、Declaration(宣誓書)が有効になることが多いのですが、これは日本ではない実務なので常々疑問に思っていました。Declarationが何故有効なのか現地代理人に聞いたところ、代理人の答えは「米国の審査官は代理人の言うことは信じていない。代理人はどんなことでも主張できるから」というものでした。これは、日本の特許実務にはない感覚なので、(正しいかどうかは別として)非常に面白い意見だと感じました。

また、企業の知財部や他の事務所の方との交流を持てたことも、自分にとって貴重な経験でした。直接的な仕事のやり取りがない状態での交流ですので、気兼ねなく、対等な関係で話すことができました。例えば、企業の方から特許制度や事務所に関する意見を聞けたり、他の事務所の弁理士とはノウハウを共有したりすることができました。

以上の様に、今回の研修を通して、米国特許の制度を体系的に学ぶだけでなく、様々なバックグラウンドを有する方と交流を持つことができました。この経験を活かして、皆様のお役に立てる様努力してまいりますので、何卒よろしくお願ひ致します。

生物に学ぶ 経営戦略

Episode

2

前

号に引き続き、今号でも生物が実践する生存戦略を経営戦略と絡めつつご紹介します。今回は、1つのニッチを巡って異なる生物種が繰り広げる生存競争についてです。

◆ニッチとは

皆さんは、「ニッチ」という言葉をご存知でしょうか。本来の意味は、西洋建築物の壁面に設けられた、神像や花瓶などを安置するための窪み(壁がん)です。ただ、窪みに像がピタリと収まる姿から転じて、「適所」や「隙間」を表す言葉となっています。生物学では「生態的地位」と訳されており、今では、むしろこちらの意味の方が一般的かもしれません。

生態的地位というのは、簡単に言うと生存適所、つまり、それぞれの生物種の生存に適した環境のことです。例えば、モグラの場合、山地や平地の地表から大体50cm以内の土の中が彼らのニッチとなります。

◆1ニッチ1種の原則

ところで、1つのニッチには原則として1種類の生物しか生存できないと言われています。ただ、実際には様々な生物種が同じ環境で生活しているため、1ニッチに多種類が生存しているようにも見えます。ところが、それぞれの生物種には、食物、習慣、そして活動時間といった生態の違いが存在します。その違いがそれぞれの生物種にニッチ

競合他者を駆逐せよ 自然界の排他権「アレロパシー」

漆山誠一

Urushiyama Seiichi 平木国際特許事務所 弁理士

の違いをもたらし、それによって棲み分けが可能となるので、同じ環境の中でも共存できているのです。

では、同じ生態を持つ2つの生物種が、同じ環境に存在した場合にはどうなるでしょうか。両者のニッチが同一であれば、どちらかがそのニッチから排除されるまで激しい戦いが繰り広げられます。そして、勝者がそのニッチを独占し、結果として1ニッチ1種という原則通りになるのです。

◆1つのニッチを巡る 植物の生存競争

ニッチを巡る生存競争については、植物も例外ではありません。植物の場合、一度根を下ろしてしまえばその場所から動けませんから、ニッチの獲得と維持は移動ができる動物よりもシビアと言えるでしょう。互いに動けないもの同士が相手に打ち勝ち、優位性を維持し続けるためには、相手を出し抜く戦略が一層重要なになってきます。その具体例として、ススキとセイタカアワダチソウのニッチ争奪戦と、そこでセイタカアワダチソウが使った驚くべき生存戦略について紹介しましょう。

◆ススキのニッチ

ススキは、日本在来の植物です。草丈は1~2mほどで、風にたなびく花穂は、秋の代表的な風物詩になっています。ススキは、生長に強い光とやや肥沃な土壤が必要なため、それらの資源が得られる川べりや草原のような日当

たりの良い開けた場所に生えています。

つまり、そのような場所がススキのニッチというわけです。従来、日本ではススキがそのような場所をほぼ独占してきました。ところが、近代に入つてススキのニッチを脅かす一大事件が起きます。セイタカアワダチソウの侵出です。

◆セイタカアワダチソウのニッチ

セイタカアワダチソウは、北米原産の植物で、日本には明治時代に観賞用として導入されました。昭和生まれの方であれば、秋に草地や田んぼの畔を黄色い小花が一面覆い尽くす景色を見た記憶があると思います。あの植物がセイタカアワダチソウです。セイタカアワダチソウは、草丈が1~2mほどで、その成長には強い光と肥沃な土壤を必要とします。つまり、ススキとニッチがほぼ被るのであります。

◆ススキとセイタカアワダチソウ のニッチ争奪戦

当然、両者の間でニッチを巡る激しい生存競争が勃発します。ただ、そうは言ってもセイタカアワダチソウは新参者です。国内で条件の良い場所は、ススキがほぼ占拠しているのですから、セイタカアワダチソウが入り込む余地はありません。彼らが戦いを挑んでも所詮多勢に無勢、ススキが恐れるほどのことはない…はずでした。結果は、優勢と思われたススキが敗北し、日本国中でほとんどのニッチをセイタ

カアワダチソウに奪われてしまったのです。セイタカアワダチソウの黄色い花が一面に咲き誇る景色は、彼らが勝利を誇示している姿に他なりません。大陸で熾烈な生存競争に勝ち続けてきた外来種は、総じてタフです。在来種は、たとえ優占種であっても、それは小さな島国のこと。井の中の蛙感は否めません。ススキも、その例外ではなかつたわけです。

セイタカアワダチソウの生存戦略：アレロパシー

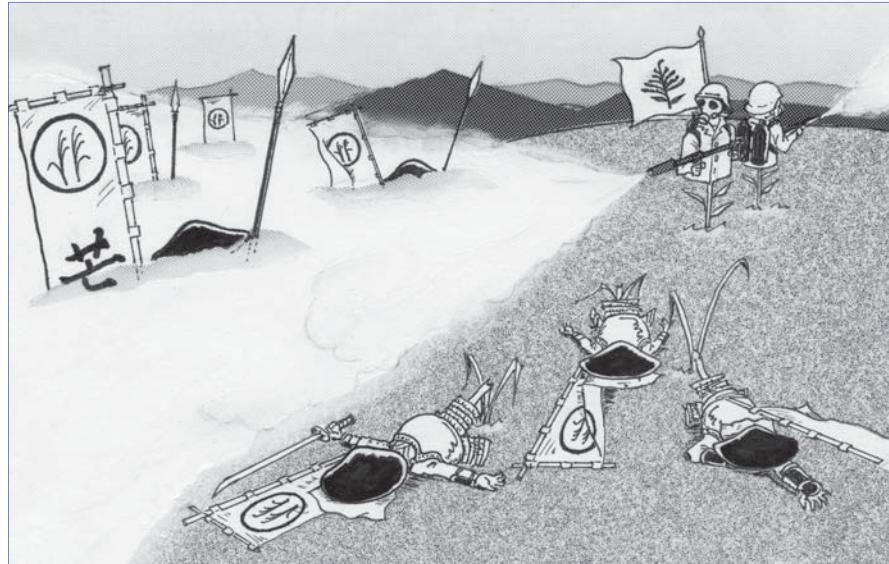
では、後発で本来劣性であるはずのセイタカアワダチソウは、一体どうやって戦いに勝利したのでしょうか。そこには、恐るべき武器を用いた彼らの生存戦略があったのです。

セイタカアワダチソウが使った生存戦略は、アレロパシーと呼ばれる競合他者駆逐戦略です。「アレロパシー」というのは、植物が化学物質を放出して、他の生物に何らかの影響を及ぼす効果のこと、「他感作用」と訳されています。化学物質が相手に与える影響は、有益な場合もありますが、生存競争で使用される場合には、ほとんどが有害です。

セイタカアワダチソウの場合、根からシス・デヒドロマトリカリエステルという化学物質を放出します。この化学物質は、他の植物の生長を抑制するという作用があります。つまり、セイタカアワダチソウは、根から毒を出して優占種であったススキを駆逐し、そのニッチを奪い取ったわけです。土中にその毒を放出し続ける限り、ススキは元のニッチに再侵入することすらできません。アレロパシーは、ススキにニッチ奪還の機会すら与えずに、それを維持することも可能にする戦略だったのです。

1つの市場を巡る企業間競争

さて、ここで上述のニッチ争奪戦の項のニッチを市場に、ススキを日本企



多勢 恐るるに足らず。戦略なき軍に勝利なし。

by セイタカアワダチソウ軍

業に、そしてセイタカアワダチソウを外国企業に置き換えてみてください。全く違和感がないと思いませんか？市場を巡り企業同士が競争を繰り広げ、勝者が敗者を駆逐する点は、産業界も生物界と同じなのです。また、競合他社よりも優位に立つために様々な戦略を練り、実行する点も生物界と同じです。そうすると、セイタカアワダチソウが使ったアレロパシーに相当する戦略を企業でも応用すれば、競合他社よりも優位に立てることになります。では、産業界にアレロパシーに相当するものはあるでしょうか？

産業界のアレロパシー＝知的財産戦略

競合他社の役員に毒を盛る戦略は非法ですかからもちろん使えません。しかし、競合相手の市場進出を阻止する合法的手段であれば産業界にも存在します。特許や商標権等の知的財産権を活用した知的財産戦略です。

知的財産権は「禁止権」と呼ばれる排他的権利で、第三者は権利者の許可なしに発明、デザイン、ブランド、及び著作物などの知的財産物を自由に使用することができません。文字通り権利範囲から他者を排除することができる権利なのです。したがって、ある市場

で基本技術を特許にすれば、競合他社はその技術を使用できず、市場進出も困難になります。

また、たとえ自社が後発であっても、改良発明などを権利化することによって、先発企業の市場優位性を減退させることも可能です。

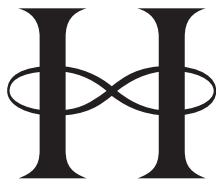
逆に、自社が市場優位性を維持していくためには、特許をはじめとする知的財産権を取得して守りを固め、時にその権利を活用して競合他社に攻撃を仕掛け、相手の市場進出を阻止するアレロパシー戦略を実行していくことが重要ということになります。

ススキと同じ運命を辿らないために、自社の知的財産戦略を一度見直してはいかがでしょうか。

慢心？

ところで、セイタカアワダチソウは、国内のススキを駆逐した後、自ら放出した毒が自身の生長を阻害し始めて、現在ではかつての勢力を失っています。産業界で言えば特許法の濫用で独占禁止法が適用されてしまった、と言ったところでしょうか。策士策に溺れることなけれ。自然界からの助言かもしれません。





平木国際特許事務所

● 東京オフィス

〒105-6232
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズ MORIタワー 32F
TEL.03-5425-1800 FAX.03-5425-0981

東京オフィス周辺MAP



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 東京メトロ 日比谷線「神谷町」駅より徒歩4分、3番出口より御成門駅方面へ
- ❖ 都営地下鉄 三田線「御成門」駅より徒歩3分、A5番出口より神谷町駅方面へ

● 関西オフィス

〒550-0002
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-11
大同生命南館5F
TEL.06-6446-0381 FAX.06-6446-0382



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 大阪市営地下鉄 四つ橋線「肥後橋」駅5-A出口より徒歩1分
または1-A出口より徒歩2分(大同生命大阪本社ビル地下直結)
- ❖ 大阪市営地下鉄 御堂筋線「淀屋橋」駅3または4番出口より徒歩6分

<http://www.hiraki-patent.co.jp/>



HIRAKI & ASSOCIATES Newsletter vol.12

平木国際特許事務所 ニューズレター

JANUARY 2018

[本冊子に関するお問合せ先]

TEL.03-5425-1800 / FAX.03-5425-0981 / E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

- 本冊子は知的財産に関する一般的な情報をまとめたものです。したがって、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方や助言を示すものではありません。
- 本冊子の送付をご希望されない方、また、受領者以外で本冊子の送付をご希望される方は、電話・ファックス・メールなどで編集部までご連絡ください。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

振り返ってみれば、2017年は、世界中で様々な事件が起こりました。特に、政治においては、トランプ新大統領就任に始まり、要人の暗殺事件、テロ、ミサイル騒動、都民ファーストの圧勝、立憲民主党の台頭など、激動の1年であったかもしれません。日野原重明聖路加国際病院名誉院長、小林麻央さんら愛すべき方が逝去されたのも印象に残っています。難民の苦境も続いている。悲しい事件も多かったですが、カズオ・イシグロ氏のノーベル文学賞受賞など、明るい話題もありました。2018年こそ、世界が平和でより良き方向に向かっていければと思っています。皆様にとって、2018年が素晴らしい1年となりますよう、お祈り申し上げます。

(幹事一同)